

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年2月15日（令和6年（行情）諮問第153号）

答申日：令和7年10月27日（令和7年度（行情）答申第485号）

事件名：「艦船と安全」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書18」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月2日付け防官文第1621号及び令和5年7月27日付け防官文第16291号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

（ウ）上記（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開

示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することがで

きない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（2）審査請求書2（原処分2）

アないしカ 上記（1）アないしカと同旨。

キ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

ク （1）キと同旨。

（3）意見書

同じ階級でありながら、顔写真が開示されている者と不開示とされている者がいる。

本件対象文書のうち2021年11月号33頁（添付略）に掲載された顔写真では、互いに同じ階級（海曹長）でありながら、一方は開示、他方は不開示とされている。

諮問庁の不開示決定が恣意的な証左である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる18文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年2月2日付け防官文第1621号により、本件対象文書のうち、文書16の表紙及び2枚目ないし5枚目、文書17の表紙、2枚目及び3枚目並びに文書18の表紙、2枚目及び3枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年7月27日付け防官文第16291号により、別紙の2に掲げる文書1ないし文書15、文書16（表紙及び2枚目ないし5

枚目を除く。）、文書 17（表紙、2 枚目及び 3 枚目を除く。）及び文書 18（表紙、2 枚目及び 3 枚目を除く。）について、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 2（原処分）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 2 年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法第 5 条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法 2 条 2 項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定された PDF ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (5) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (6) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。
- (7) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (8) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年2月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年3月8日 審議
- ④ 同月18日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 令和7年10月6日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1及び番号2について

標記の不開示部分は、自衛隊員、隊員家族及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者である（なお、審査請求人の意見書で指摘されている顔写真については、ウェブサイトで公表している者である。）との説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号3及び番号4について

標記の不開示部分には、「艦船と安全」に寄稿した隊員家族の氏名及び内心等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、内心等は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号5及び番号6ないし番号10（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員等の年齢、経歴、入隊時期、期別及び勤続年数等に関する情報が記載されていること

が認められる。

(ア) 標記の不開示部分（別紙の 3 に掲げる部分を除く。）について

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法 6 条 2 項による部分開示の余地はなく、法 5 条 1 号に該当し、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別紙の 3 に掲げる部分について

当該部分は、記事を寄稿した自衛隊員が自己の担当職務に関する内容を説明するものであることから、当該部分は、当該自衛隊員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められ、法 5 条 1 号ただし書ハに該当すると認められる。

また、番号 10 に掲げる不開示部分については、原処分 2 において法 5 条 3 号にも該当するとして不開示とされたが、当該部分には同号に該当する情報が記載されていると認められないことから、同号にも該当しない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号及び 3 号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 別表の番号 11 及び番号 12（法 5 条 1 号及び 6 号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、特定のコーナーにおいて小文を寄稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢並びに寄稿内容が記載されていると認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーに投稿した小文の内容に鑑みれば、職務遂行に係る情報とはいえないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名、所属及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められることから、法 6 条 2 項による部分開示の余地

はなく、寄稿内容は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号13及び番号14並びに番号15（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、海上自衛隊の運用に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号16並びに番号17及び番号18（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、海上自衛隊の運用及び教育・訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号19について

標記の不開示部分には自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表の番号20及び番号21並びに番号22（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、自衛隊の装備品の機能及び性能に関する情

報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 別表の番号23及び番号24（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、自衛隊の定員・現員に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の体制が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 別表の番号25について

標記の不開示部分には、他国に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれとともに我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号該当性について

別表の番号26及び番号27（法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示とした部分には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及

び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号及び3号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

『艦船と安全』のうち防官文第19952号（2021.9.30—本
本B1436）で特定されなかった残り部分の全て、及びそれ以降に発行
された全て。

2 本件対象文書

文書1	艦船と安全	2020年7月号（表紙、2枚目及び3枚目を除く。）
文書2	艦船と安全	2020年8月号（表紙及び2枚目ないし7枚目を除く。）
文書3	艦船と安全	2020年9月号（表紙、2枚目及び3枚目を除く。）
文書4	艦船と安全	2020年10月号（表紙及び2枚目ないし5枚目を除く。）
文書5	艦船と安全	2020年11月号（表紙、2枚目及び3枚目を除く。）
文書6	艦船と安全	2020年12月号（表紙及び2枚目ないし5枚目を除く。）
文書7	艦船と安全	2021年1月号（表紙、2枚目及び3枚目を除く。）
文書8	艦船と安全	2021年2月号（表紙及び2枚目ないし5枚目を除く。）
文書9	艦船と安全	2021年3月号（表紙、2枚目及び3枚目を除く。）
文書10	艦船と安全	2021年4月号（表紙及び2枚目ないし7枚目を除く。）
文書11	艦船と安全	2021年5月号（表紙及び2枚目ないし5枚目を除く。）
文書12	艦船と安全	2021年6月号（表紙及び2枚目ないし7枚目を除く。）
文書13	艦船と安全	2021年7月号（表紙及び2枚目ないし5枚目を除く。）
文書14	艦船と安全	2021年8月号（表紙、2枚目及び3枚目を除く。）
文書15	艦船と安全	2021年9月号（表紙、2枚目及び3枚目を除く。）

文書 1 6 艦船と安全 2021 年 10 月号
文書 1 7 艦船と安全 2021 年 11 月号
文書 1 8 艦船と安全 2021 年 12 月号

3 開示すべき部分

文書 1 3 4 6 ページの「艦長紹介」の不開示部分
4 7 ページの「最後に一言」の 3 行目 4 文字目ないし 4 行目の
2 8 文字目を除く不開示部分

文書 1 4 5 2 ページの「艦長紹介」の一言の不開示部分及び「前任伍長
紹介」の一言の不開示部分

文書 1 5 4 8 ページの「艦長」の指導方針及び安全指導方針の下の 1 行
目の 1 文字目ないし 6 文字目を除く不開示部分並びに「前任伍
長」の 1 行目 7 文字目ないし 2 7 文字目、6 行目の 4 文字目な
いし 8 文字目及び写真の顔部分を除く不開示部分

文書 1 6 4 5 枚目の「艦長紹介」の勤務方針の下の不開示部分及び「伍
長紹介」の勤務方針の下の不開示部分
4 7 枚目の「2 前任伍長あいさつ」の 1 行目の 1 文字目ない
し 4 文字目及び 1 6 文字目ないし 1 9 文字を除く不開示部分

文書 1 7 5 1 枚目の「艦長」の一言の不開示部分及び「前任伍長」の一
言の不開示部分
5 3 枚目の「1 前任伍長から一言」の本文 2 行目の 1 5 文
字目及び 1 6 文字目を除く不開示部分

文書 1 8 4 5 枚目の「艦長・前任伍長の紹介」の写真の顔部分を除く不
開示部分
4 7 枚目の「2 前任伍長あいさつ」の本文の 2 行目及び 3
行目の全て並びに 4 行目の 1 7 文字目までを除く不開示部分

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	10ページ、14ページ、16ページ、18ページ、20ページ、22ページ、24ページ、27ページ、29ページ、31ページ、34ページ、36ページ、38ページ、40ページ、41ページ、44ページ、46ページ、47ページ、49ページ、54ページ、60ページ、62ページ、63ページ及び65ページないし69ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書 2	14ページ、16ページ、19ページないし21ページ、23ページ、25ページ、28ページ、30ページ、34ページ、36ページ、42ページないし46ページ、55ページないし57ページ、59ページ及び61ページないし63ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
	文書 3	4ページ、8ページ、10ページ、12ページ、14ページ、16ページ、18ページ、20ページ、22ページ、23ページ、25ページ、27ページないし29ページ、31ページ、34ページ、40ページ、46ページ、49ページ、50ページ、56ページ、58ページないし60ページ及び62ページないし65ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただ	

	し書イに該当するものを除く。)
文 書 4	10 ページ、12 ページ、14 ページ、16 ページ、18 ページ、20 ページ、24 ページ、26 ページ、28 ページ、35 ページ、42 ページないし45 ページ、49 ページ、52 ページ、53 ページ、55 ページ及び57 ページないし61 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)
文 書 5	8 ページ、10 ページないし15 ページ、17 ページ、19 ページ、21 ページないし23 ページ、25 ページないし28 ページ、38 ページないし41 ページ、48 ページ、50 ページ、52 ページ、53 ページ及び55 ページないし59 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)
文 書 6	8 ページ、11 ページ、14 ページ、16 ページ、18 ページ、20 ページ、22 ページ、24 ページ、28 ページ、30 ページ、32 ページ、41 ページ、43 ページ、46 ページ、48 ページ、50 ページ、53 ページ及び55 ページないし59 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。)

文 書 7	1 5 ページ、1 7 ページ、1 9 ページ、2 2 ページ、2 4 ページ、2 6 ページ、2 8 ページ、3 0 ページ、3 2 ページ、3 4 ページ、3 5 ページ、3 7 ページないし4 0 ページ、4 5 ページ、4 7 ページ、4 9 ページ、5 2 ページないし5 4 ページ、5 6 ページ、5 8 ページないし6 1 ページ及び6 3 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）
文 書 8	1 3 ページ、1 6 ページ、1 9 ページないし2 3 ページ、2 8 ページ、3 0 ページ、3 2 ページ、3 4 ページ、3 9 ページないし4 2 ページ、4 8 ページないし5 0 ページ、5 2 ページ、5 4 ページ及び5 6 ページないし5 8 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）
文 書 9	4 ページ、6 ページ、8 ページ、1 0 ページ、1 3 ページ、1 5 ページ、1 7 ページ、1 9 ページ、2 2 ページ、2 4 ページないし2 6 ページ、2 8 ページないし3 0 ページ、3 2 ページ、3 4 ページ、3 6 ページ、3 7 ページ、3 9 ページ、4 7 ページないし4 9 ページ、5 1 ページ、5 5 ページ、5 6 ページ、5 8 ページ、5 9 ページ及び6 2 ページないし6 5 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）

文 書 1 0	1 3 ページ、1 6 ページないし 2 0 ページ、2 2 ページ、2 4 ページ、2 6 ページ、2 8 ページ、3 0 ページ、4 3 ページ、4 5 ページ、4 8 ページ、5 0 ページ、5 2 ページ、5 5 ページ、5 6 ページ及び 5 8 ページないし 6 1 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）
文 書 1 1	1 6 ページ、1 9 ページ、2 4 ページ、3 6 ページ、3 9 ページ、4 0 ページ、4 3 ページ、4 5 ページ、5 1 ページ、5 3 ページ、5 4 ページ、5 6 ページ、5 8 ページ及び 5 9 ページないし 6 3 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）
文 書 1 2	1 1 ページ、1 3 ページないし 1 5 ページ、1 8 ページ、2 0 ページ、2 2 ページ、2 4 ページ、2 6 ページ、3 2 ページ、3 4 ページ、4 3 ページ、4 6 ページ、5 0 ページないし 5 2 ページ及び 5 6 ページないし 5 9 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。）
文 書 1 3	1 2 ページ、1 5 ページ、1 8 ページ、2 0 ページないし 2 2 ページ、2 5 ページ、2 7 ページ、2 8 ページ、3 1 ページ、3 4 ページ、3 7 ページ、4 6 ページないし 4 9 ページ、5

	5 ページ、5 6 ページ、5 8 ページ、6 0 ページ及び6 2 ページないし6 5 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5 条1 号ただし書イに該当するものを除く。）
文 書 1 4	2 ページ、1 2 ページ、1 5 ページ、1 7 ページないし1 9 ページ、2 1 ページ、2 3 ページ、2 5 ページないし2 8 ページ、3 0 ページないし3 3 ページ、3 5 ページ、3 8 ページ、4 1 ページ、5 2 ページ、5 3 ページ、5 5 ページないし5 8 ページ、6 0 ページ及び6 4 ページないし6 7 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5 条1 号ただし書イに該当するものを除く。）
文 書 1 5	2 9 ページ、3 1 ページ、3 6 ページ、4 2 ページ、4 8 ページ、4 9 ページ、5 1 ページないし5 3 ページ及び5 5 ページないし5 9 ページのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5 条1 号ただし書イに該当するものを除く。）
文 書 1 6	8 枚目、1 1 枚目、1 3 枚目、1 5 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目、2 2 枚目、2 4 枚目、3 0 枚目、3 1 枚目、4 4 枚目、4 6 枚目、4 8 枚目ないし5 1 枚目、5 3 枚目及び5 5 枚目ないし5 8 枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5 条1 号ただし書イに該当するものを除く。）
文 書 1 7	1 3 枚目、1 5 枚目、1 7 枚目、1 9 枚目、2 1 枚目、2 3 枚目、2 5 枚目、2 7 枚目、3 0 枚目、3 2 枚目、3 3 枚目、3 8 枚目、3 9 枚目、4 3 枚目、4 6 枚目、5 2 枚目ないし5 5

		枚目、57枚目、59枚目及び61枚目ないし64枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
	文書18	7枚目ないし9枚目、11枚目、13枚目、15枚目ないし17枚目、20枚目、22枚目、24枚目、26枚目、29枚目ないし31枚目、34枚目、35枚目、45枚目、46枚目、48枚目、50枚目、51枚目、53枚目、55枚目及び57枚目ないし62枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの、既に公にされているもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
2	文書16	3枚目の写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。） （原処分1）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3	文書1	49ページの一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	55ページの一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書3	56ページの一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書	57ページの一部（写真の顔部分を除く。）	

4	
文 書 5	5 5 ページの一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 6	5 5 ページの一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 7	5 2 ページの一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 8	4 9 ページの一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 9	5 5 ページの一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 1 0	5 0 ページの一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 1 1	3 9 ページの一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 1 2	5 0 ページの一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 1 3	5 5 ページの一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 1 4	4 1 ページの一部（写真の顔部分を除く。）

	文書 15	42 ページの一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 16	49 枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 17	46 枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 18	50 枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	
4	文書 16	5 枚目の寄稿者氏名 （原処分1）	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書 17	2 枚目の寄稿者氏名 （原処分1）	
	文書 18	3 枚目の寄稿者氏名 （原処分1）	
5	文書 1	2 ページ、4 ページ、18 ページ、20 ページ、24 ページないし26 ページ、29 ページ、34 ページ、36 ページ、38 ページ、42 ページ、44 ページ、60 ページ、62 ページ、63 ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		10 ページの本文左欄の3 行目及び4 行目のそれぞれ一部	
		14 ページの本文左欄の3 行目の一部	

	22ページの本文右欄の24行目の一部
	30ページの本文左欄の6行目の一部
	47ページの本文左欄の2行目ないし5行目のそれぞれ一部
文書2	13ページ、19ページ、21ページ、23ページ、28ページ、30ページ、34ページ、36ページ及び56ページないし60ページまでのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
	25ページの本文左欄の2行目及び5行目のそれぞれ一部
	25ページの本文左欄の3行目及び4行目のそれぞれ全て
文書3	10ページ、14ページ、16ページ、20ページ、25ページ、41ページ、51ページ、52ページ及び58ページないし61ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
	8ページの本文左欄の7行目ないし9行目のそれぞれ一部
	22ページの本文左欄の3行目の一部
	27ページの本文左欄の2行目ないし4行目、7行目及び8行目のそれぞれ一部
	29ページの本文左欄の3行目、6行目、11行目及び14行目並びに本文右欄の1行目のそれぞれ一部
	30ページの本文右欄の22行目の一部
	31ページの本文左欄の1行目の一部
文書4	10ページ、16ページ、20ページ、24ページ、26ページないし28ページ、33ページ、46ページ、52ページ及び53ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
	11ページの本文右欄の23行目の一部

	1 2 ページの本文左欄の 1 行目及び 2 行目のそれぞれ一部
	1 4 ページの本文左欄の 2 行目及び 3 行目のそれぞれ一部
	1 8 ページの本文左欄の 2 行目、3 行目及び 5 行目ないし 8 行目のそれぞれ一部
	5 5 ページの本文左欄の 1 5 行目及び 3 1 行目並びに本文右欄の 1 3 行目ないし 1 8 行目のそれぞれ一部
文 書 5	4 ページ、6 ページ、7 ページ、1 1 ページ、1 5 ページないし 1 7 ページ、2 1 ページ、2 3 ページ、2 5 ページ、2 8 ページ、3 3 ページ、3 8 ページ、4 2 ページ、5 0 ページ、5 2 ページ及び 5 3 ページのそれぞれ一部
	1 3 ページの本文左欄の 2 行目、3 行目及び 8 行目のそれぞれ一部
	3 1 ページの本文左欄の 1 9 行目ないし 2 1 行目並びに本文右欄の 2 行目及び 7 行目のそれぞれ一部
	3 2 ページの本文左欄の 6 行目及び 7 行目のそれぞれ一部
	5 4 ページの本文右欄の 1 1 行目及び 1 4 行目のそれぞれ一部
文 書 6	6 ページ、8 ページ、1 0 ページ、1 1 ページ、1 6 ページ、1 8 ページ、2 0 ページ、2 2 ページ、2 6 ページ、3 0 ページないし 3 2 ページ、4 2 ページ、4 8 ページないし 5 1 ページ及び 5 3 ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 7	7 ページ、8 ページ、1 5 ページ、1 7 ページ、1 9 ページ、2 6 ページ、2 8 ページ、3 2 ページ、4 0 ページ、4 1 ページ、4 8 ページ、5 3 ペ

	ージ、56ページ及び57ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。） 9ページの本文左欄の6行目の一部 22ページの本文左欄の2行目、4行目及び5行目のそれぞれ一部 24ページの本文左欄の2行目、3行目及び5行目のそれぞれ一部並びに本文左欄の4行目の全て 30ページの本文左欄の2行目及び3行目のそれぞれ一部 55ページの本文左欄の4行目、5行目及び24行目のそれぞれ一部
文書8	16ページ、19ページ、21ページ、23ページ、30ページ、32ページ、34ページ、43ページ、50ページ及び52ページないし55ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
文書9	4ページの本文左欄の1行目の一部 8ページの本文左欄の7行目及び本文右欄の2行目のそれぞれ一部 10ページの本文左欄の2行目ないし4行目及び16行目のそれぞれ一部 12ページ、13ページ、15ページ、19ページ、24ページないし26ページ、34ページ、50ページ、56ページないし59ページ及び61ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。） 17ページの本文左欄の2行目の一部
文書10	16ページ、20ページ、22ページ、26ページ、28ページ、32ページ、37ページ、46ページ及び52ページないし56ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。） 57ページの本文右欄の17行目の一

	部
文 書 1 1	1 3 ページ、1 7 ページ、2 8 ページ、4 0 ページ、4 3 ページ、5 4 ページ、5 5 ページ、5 8 ページ及び5 9 ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。） 5 6 ページの本文左欄1 4 行目の一部
文 書 1 2	8 ページ、1 1 ページないし1 3 ページ、1 5 ページ、1 8 ページ、2 0 ページ、2 2 ページ、2 4 ページ、2 6 ページ、3 4 ページ、3 5 ページ、4 3 ページ、5 1 ページ、5 2 ページ、5 4 ページ及び5 5 ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 1 3	1 5 ページ、2 0 ページ、2 2 ページ、2 4 ページ、2 5 ページ、2 7 ページ、3 1 ページ、4 6 ページ、4 7 ページ、5 0 ページないし5 2 ページ及び5 7 ページないし6 1 ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 1 4	2 ページ、6 ページ、8 ページ、1 2 ページ、1 5 ページ、1 9 ページないし2 1 ページ、2 5 ページ、2 6 ページ、3 6 ページ、3 8 ページないし4 0 ページ、5 2 ページ、5 8 ページ、5 9 ページ及び6 1 ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 1 5	8 ページ、3 1 ページないし3 3 ページ、3 5 ページ、4 8 ページ、5 3 ページ及び5 5 ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
文 書 1 6	1 3 枚目、1 4 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目、2 2 枚目、2 4 枚目、2 7 枚目、2 9 枚目、3 1 枚目、4 5 枚目、4 7 枚目及び5 0 枚目ないし5 3 枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）

	文書 17	10枚目、13枚目、15枚目ないし17枚目、19枚目、21枚目、23枚目、25枚目、27枚目、30枚目、32枚目、33枚目、35枚目、36枚目、39枚目、41枚目、43枚目、51枚目、55枚目ないし57枚目及び60枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 18	11枚目、13枚目、15枚目、17枚目、22枚目、24枚目、26枚目、31枚目、33枚目、53枚目、54枚目、61枚目及び62枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
6	文書 13	18ページの本文左欄の1行目ないし3行目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
		28ページの本文左欄2行目、10行目及び22行目のそれぞれ一部	
		37ページの本文右欄の8行目の一部	
		53ページの本文左欄の1行目の一部	
		56ページの本文左欄の2行目ないし8行目のそれぞれ一部	
	文書 14	54ページの「前任伍長紹介」の本文2行目及び3行目のそれぞれ一部	
		57ページの「はじめに」の一部	
		60ページの本文左欄の一部（写真の顔部分を除く。）	

7	文書 14	22ページの本文右欄の3行目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
		23ページの本文左欄の2行目及び3行目並びに本文右欄の3行目のそれぞれ一部	
8	文書 15	52ページの「はじめに」及び本文右欄の5行目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある
	文書 16	11枚目の本文左欄の2行目及び3行目のそれぞれ一部	
		15枚目の本文左欄の2行目の一部	
		16枚目の本文右欄の2行目の一部	
	文書 17	2枚目の本文左欄の6行目及び7行目のそれぞれ一部	
		40枚目の本文左欄の1行目、3行目、8行目、9行目及び13行目のそれぞれ一部	
		59枚目の「はじめに」の一部	
	文書 1	5枚目の本文左欄の11行目及び12行目のそれぞれ一部	
		51枚目の「はじめに」の一部	

	8	5 5 枚目の「はじめに」の一部	ことから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
		5 6 枚目の「3 生活」の一部	
9	文書 1 3	3 4 ページの本文左欄の 2 行目及び 3 行目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 4	2 8 ページの本文左欄の 2 行目及び本文右欄の 2 行目のそれぞれ一部	
10	文書 1 7	5 3 枚目「前任伍長から一言」の文字の部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひい
	文書 1 8	4 5 枚目の「艦長・前任伍長の紹介」の一部（写真の顔部分を除く。）	
		4 7 枚目の「2 前任伍長あいさつ」の本文の 2 行目及び 3 行目の全て並びに 4 行目の 1 7 文字目までを除く部分	

			ては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 1	文書1	66ページ、68ページないし70ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。） 67ページの一部（上から5人目の本文の一部及び写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	61ページないし64ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書3	62ページないし66ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書4	58ページないし62ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書5	56ページないし60ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書6	56ページないし60ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書7	58ページないし62ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書8	56ページないし58ページ及び60ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書9	62ページないし66ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書10	58ページないし62ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	

	文書 1 1	60ページないし64ページのそれぞれ一部（写真の顔部分、62ページの「メールアドレス」の全部及び63ページ上から2人目の本文の一部を除く。）	
	文書 1 2	56ページないし60ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 1 3	62ページないし66ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 1 4	64ページないし68ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 1 5	56ページないし59ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 1 6	55枚目ないし58枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 1 7	61枚目ないし64枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 1 8	57枚目ないし60枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
1 2	文書 1 5	60ページの9月号入賞者の所属、階級及び氏名の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別するこ

	文書 1 6	5 9 枚目の 1 0 月号入賞者の所属、階級及び氏名の一部	とはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 7	6 5 枚目の 1 1 月号入賞者の所属、階級及び氏名の一部	
	文書 1 8	6 3 枚目の 1 2 月号入賞者の所属、階級及び氏名の一部	
1 3	文書 1	6 ページの本文左欄の 1 0 行目、2 1 行目及び 2 2 行目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		6 ページの本文右欄の 1 行目、3 行目、4 行目及び 1 1 行目のそれぞれ一部	
		6 ページの本文右欄の 2 行目及び 5 行目ないし 1 0 行目のそれぞれ全て	
		8 ページの本文右欄の 3 0 行目の一部	
		1 0 ページの本文左欄の 2 6 行目の一部	
		1 1 ページ、1 5 ページ、1 6 ページ、3 9 ページ、4 8 ページ、5 4 ページ、5 5 ページ及び 6 5 ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
		1 4 ページの本文右欄の 2 行目及び 3 行目のそれぞれ一部	
		4 7 ページの本文右欄の 1 行目、1 5 行目、1 6 行目、2 5 行目及び 2 6 行目のそれぞれ一部	
		4 7 ページの本文右欄の 2 行目ないし 6 行目のそれぞれ全て及び欄外の注釈	
	文書 2	1 4 ページ、1 5 ページ、1 7 ページ、2 6 ページ及び 2 7 ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
		2 5 ページの本文左欄の 1 6 行目ないし	

	1 8 行目並びに本文右欄 4 行目及び 1 0 行目のそれぞれ一部
文 書 3	8 ページの本文左欄の 2 行目の一部
	2 2 ページの本文左欄の 2 3 行目及び本文右欄の 2 2 行目のそれぞれ一部
	2 7 ページの本文左欄の 2 1 行目の一部
	3 1 ページの本文左欄の 1 2 行目、1 3 行目及び 1 5 行目のそれぞれ一部
文 書 4	1 2 ページの本文右欄の 9 行目の一部
	1 4 ページの本文右欄の 5 行目の一部
	1 8 ページの本文右欄の 1 3 行目の一部
	1 9 ページ及び 5 4 ページのそれぞれ一部
	5 5 ページの本文左欄の 1 7 行目、1 8 行目及び 2 4 行目のそれぞれ一部
文 書 5	8 ページ、1 9 ページ、2 2 ページ、2 4 ページ、2 9 ページ及び 3 0 ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
	1 3 ページの本文左欄の 2 1 行目、2 2 行目及び 2 4 行目並びに本文右欄の 6 行目及び 8 行目のそれぞれ一部
	3 1 ページの本文右欄の 1 1 行目及び 1 2 行目のそれぞれ一部
	3 2 ページの本文左欄の 8 行目の一部
	5 4 ページの本文左欄の 1 3 行目の一部
文 書 6	1 2 ページ、3 9 ページ及び 4 4 ページのそれぞれ一部
文 書 7	9 ページの本文右欄の 2 1 行目の一部
	1 2 ページ及び 4 6 ページのそれぞれ一部
	2 2 ページの本文左欄の 1 7 行目及び 1 8 行目のそれぞれ一部
	2 4 ページの本文左欄の 2 1 行目の一部

	30ページの本文右欄の14行目の一部
	55ページの本文右欄の11行目の一部
文書8	12ページ、13ページ及び24ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
文書9	4ページの本文左欄の21行目ないし25行目のそれぞれ一部
	8ページの本文左欄の23行目ないし27行目及び本文右欄の15行目ないし17行目のそれぞれ一部
	9ページ、11ページ及び22ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
	10ページの本文左欄の5行目及び本文右欄のそれぞれ一部
	17ページの欄外の注釈の一部
文書10	11ページ、17ページ、19ページ及び27ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
	57ページの本文左欄の28行目の一部
文書11	11ページの一部
	56ページの本文左欄の26行目及び本文右欄の1行目のそれぞれ一部
	63ページの上から2人目の本文の一部
文書12	7ページ及び44ページのそれぞれ一部
文書13	7ページないし9ページ、13ページ、19ページ、41ページ及び48ページのそれぞれ一部

1 4	文 書 1 3	10ページの本文左欄の3行目、4行目、6行目及び15行目のそれぞれ一部並びに7行目及び8行目の全て	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		38ページの本文左欄の20行目ないし23行目及び25行目並びに本文右欄の1行目、4行目、5行目及び32行目ないし34行目のそれぞれ一部	
		39ページの艇首室での作業状況の一部及び本文左欄の16行目の一部	
		40ページの本文右欄の19行目及び24行目のそれぞれ一部並びに20行目及び21行目の全て	
1 5	文 書 1 2	45ページの写真の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
		18ページの本文左欄の21行目、22行目及び24行目ないし26行目並びに本文右欄のそれぞれ一部	
	文 書 1 3	28ページの本文左欄の12行目ないし14行目のそれぞれ一部	
		37ページの本文左欄の10行目及び写真の脚注のそれぞれ一部	
		53ページの本文左欄の9行目及び10行目のそれぞれ一部	
		56ページの本文右欄の21行目の一部	
	文 書 1 4	54ページの「やまぎり」紹介の上の部分	
		57ページの「1 勤務地について」の一部	
		60ページの本文右欄の一部	
1	文	12ページ、13ページ、15ページ	自衛隊の運用及び教育・

6	書 1 5	ジ、16ページ、19ページ及び21ページのそれぞれ一部	訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文 書 1 6	12枚目の一部	
	文 書 1 7	1枚目、3枚目、44枚目、45枚目及び54枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文 書 1 8	52枚目の一部	
1 7	文 書 1 5	52ページの本文右欄の「2 艦艇勤務で・・・」の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文 書 1 6	11枚目の本文左欄の6行目ないし11行目並びに14行目ないし18行目及び本文右欄の1行目ないし3行目及び15行目のそれぞれ一部	
		15枚目の本文左欄の5行目ないし7行目のそれぞれ一部	
		16枚目の本文右欄の3行目及び4行目のそれぞれ一部	
	文 書 1 7	2枚目の本文左欄の3行目の一部	
		40枚目の本文左欄の19行目の一部	
		59枚目の本文右欄の12行目、13行目及び19行目のそれぞれ一部	
	文 書 1 8	5枚目の本文右欄の17行目及び18行目のそれぞれ一部	
		51枚目の本文右欄の一部	
		55枚目の「2 勤務」の一部	
		56枚目の本文左欄の14行目及び15行目のそれぞれ一部	

1 8	文 書 1 4	2 2 ページの本文左欄の 2 行目の一部 及び本文の下の部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		2 3 ページの本文左欄の 1 1 行目、1 2 行目及び 1 6 行目並びに本文右欄の 7 行目のそれぞれ一部	
1 9	文 書 1	6 ページの本文左欄の 1 5 行目及び 1 6 行目のそれぞれ全て	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		6 ページの本文左欄の 1 7 行目ないし 1 9 行目のそれぞれ一部	
		8 ページの本文右欄の 5 行目及び 3 3 行目のそれぞれ一部	
		9 ページの一部	
		2 2 ページの本文右欄の 1 4 行目及び 1 5 行目のそれぞれ一部	
		3 0 ページの本文左欄の 7 行目ないし 1 0 行目のそれぞれ一部	
		6 7 ページの上から 5 人目の本文の一部	
2 0	文 書 1	1 0 ページの本文左欄の 2 0 行目の一部	自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支
		1 2 ページ及び 2 3 ページのそれぞれ一部	
		1 4 ページの本文左欄の 1 5 行目、本文右欄の 9 行目及び 1 0 行目のそれぞ	

		れ一部	障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文 書 3		27ページの本文右欄の17行目の一部	
		29ページの本文右欄の19行目の一部	
		30ページの本文左欄の13行目の一部	
		35ページ及び36ページのそれぞれ写真の一部	
文 書 4		11ページの本文左欄の6行目及び7行目のそれぞれ一部	
文 書 1 3		14ページ及び35ページのそれぞれ一部	
文 書 1 8		1枚目、3枚目及び6枚目のそれぞれ一部	
2 1	文 書 1 3	10ページの本文左欄の表の不開示部分並びに20行目及び22行目ないし25行目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		38ページの本文左欄の4行目及び6行目のそれぞれ一部並びに5行目の全て並びに機内装備一覧の部分	
		39ページの本文左欄の1行目及び2行目並びに「ウ 必要な準備物件」のそれぞれ一部	
		40ページの「(ウ) リング状のワイヤー」及び「エ えい航時の留意事項」のそれぞれ一部	

2 2	文 書 1 3	3 4 ページの本文右欄の 1 7 行目及び 2 0 行目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の装備品の機能、性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
	文 書 1 4	2 8 ページの本文左欄の 1 1 行目、2 1 行目ないし 2 4 行目及び 2 6 行目の それぞれ一部	
2 3	文 書 1 5	4 6 ページ、5 0 ページ及び 5 1 ペー ジのそれぞれ一部（写真の顔部分を除 く。）	自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文 書 1 6	4 6 枚目及び 4 8 枚目のそれぞれ一部 （写真の顔部分を除く。）	
	文 書 1 7	5 2 枚目の一部（写真の顔部分を除 く。）	
2 4	文 書 1 7	5 3 枚目の「前任伍長から一言」の下 の部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するお
	文 書 1	4 5 枚目の「船の紹介」の一部	
		4 7 枚目の「2 前任伍長あいさつ」 の本文の 2 行目及び 3 行目のそれぞれ	

	8	全て並びに4行目の17文字目まで	それがあるとともに、自衛隊の定員・現員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
		47枚目の「前任伍長とゆかいな仲間たち」の一部	
25	文書9	36ページ及び38ページのそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため、不開示とした。
26	文書11	62ページの「メールアドレス」の全部	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
27	文書15	60ページのメールアドレスの部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個

文書 16	59枚目のメールアドレスの部分	人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書 17	65枚目のメールアドレスの部分	
文書 18	63枚目のメールアドレスの部分	

※当審査会事務局において整理した。

※番号1の文書7の枚目の表記は、令和3年11月26日付け防官文第19952号で決定した表紙、2枚目及び3枚目を除いて記載している。

※文書16ないし文書18については、番号2及び番号4は原処分1の不開示部分であり、それ以外は原処分1で決定した部分を除いた枚目を記載している。

※原処分2の行政文書開示決定通知書の文書7の「不開示とした部分」について、9ページの本文「右欄」とあるのは「左欄」の誤記であり、本表のとおりである旨確認した。